

令和7年度 第1回

立川市学校給食運営審議会会議録

令和7年7月7日

立川市学校給食運営審議会

(基本情報)

会議名称	令和7年度 第1回立川市学校給食運営審議会
開催日時	令和7年7月7日(月) 15時00分～16時00分
開催場所	立川市学校給食西共同調理場 研修室
次 第	1 委嘱状交付 2 あいさつ(教育部長) 3 議題 (1) 学校給食費の改定について(諮問) 4 連絡事項
配布資料	1 事前配布資料 ○資料1 立川市学校給食運営審議会委員 名簿 ○資料2 学校給食費の改定について ○別紙1 これまでの学校給食費の改定状況 ○別紙2 食品構成(実績)×食材単価(中央値)による給食費の試算結果【小学校(中学年)】 ○別紙3 食品構成(実績)×食材単価(中央値)による給食費の試算結果【中学校】 ○別紙4 多摩26市の給食費の状況(令和7年度)【小学校/中学校】 <参考資料> 参考資料1 立川市学校給食用材料調達事務要綱 参考資料2 立川市学校給食用材料調達事務要綱第2条に基づく食材料規格表 参考資料3 多摩26市における共同調理場の食数規模等(令和6年度) 参考資料4 多摩26市 一人1回当たり食品分類別供給量【5月平均】 (小学校中学年・中学校) 参考資料5 多摩26市 一人1回当たりの栄養素等の平均供給量【5月平均】 (小学校中学年・中学校) 参考資料6 多摩26市の児童・生徒の栄養状態(小学校3年生・中学校2年生) (令和6年度) 参考資料7 公会計化後の学校給食費の調定額及び収納額等【令和5年度・令和6年度】 参考資料8 地元農産物の学校給食の活用の推移【令和元年度～令和6年度】 参考資料9 小学校給食 献立表及び給食だより(東調理場) 参考資料10 小学校給食 献立表及び給食だより(西調理場) 参考資料11 中学校給食 献立表及び給食だより(東調理場) 2 当日机上配布資料 学校給食費の改定について(諮問文写し)

出席者	[会長] 石田 裕美 [副会長] 高山 晃 [委員] 本間 真理子、畠田 貞子、島村 雄次郎、渋谷 里美、千頭和 正巳、佐伯 梓、松澤 怜子、野崎 由希子、大澤 豊人、鎌田 智之、伊東 祐太郎、石原 一生、松月 弘恵 [事務局] 齋藤 真志（教育部長）、近藤 忠良（学校給食課長）、遠藤 昇平（管理係長）、安藤 美和子（西調理場係長）、真柳 智子（東調理場係長）、小林 賢二郎（管理係）
公開及び 非公開	公開
傍聴者数	0 人
会議概要 主な意見	【会議概要】 ・令和7年度より委員に任命された者へ委嘱状交付。 ・教育部長より、学校給食費の改定について審議会へ諮問文読み上げのうえ手交。 ・事務局より、資料2をもとに学校給食費の改定について説明。 【主な意見・質疑等】 ・「東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金」とはどういったものか。また、最大限に活用するとは。 ➡補助金の概要を説明。改定の幅の中で3／8、4／8というところが計算されるので、改定が早いほど補助金を最大限に活用できることになる。 ・実際に算出された給食費に栄養士の方の献立の工夫を乗じているが、具体的にどういった工夫をすると、ここまで下げられるのか。その工夫はどういったところに出ているのか。具体的な工夫として、品数を減らすといったことにはなっていないか。 ➡適切な時期の食材を使用するといった工夫であり、品数を減らすことではない。 ・ここ数年を比較して提供回数が減った食品があるかどうか。 ➡果物の使用は、令和5年度と比較して令和6年度は減っているが、ここ数年に限ったことではない。もともと果物の使用が少ない理由について説明。 ・各市の1食単価について、共同調理場をもつ自治体においても差があるが、何か理由があるのか。 ➡自治体間で差がある要因について説明。 ・健康を維持増進するためには、一定のコストが必要であり、立川市のこういった価格を抑える工夫を踏襲して欲しい。 ・コメの価格高騰が非常に大きく、今後の見通しが立たない中において、ここで給食費を改定し、子どもたちの給食の質を保証するのがよいと思う。
担当	教育部学校給食課 電話 042-529-3511

○事務局（学校給食課長）

本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。人事異動により、令和7年度から学校給食課長に着任しました近藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、令和7年度から新たに本審議会の委員となりました東京都多摩立川保健所生活環境安全課長の鎌田様へ委嘱状交付を行いたいと思います。教育部長の齋藤より委嘱状を交付いたしますので、恐れ入りますが、鎌田委員におかれましては、その場にてご起立をお願いいたします。

【委嘱状交付】

○事務局（学校給食課長）

それでは鎌田委員より、一言ご挨拶をお願いいたします。

【委員挨拶】

○事務局（学校給食課長）

ありがとうございました。

それでは、開会に先立ちまして、齋藤教育部長よりご挨拶申し上げます。

○教育部長

皆様、こんにちは。教育部長の齋藤と申します。私は、この職4年目となりまして、引き続きになりますが、この審議会につきましては、鎌田様は本日からですが、皆様におかれては令和5年度からご出席いただいております。令和5年度は新しい共同調理場が建ち、中学校での共同調理場方式の給食が始まったり、今まで各学校で集めていた給食費について、市が管理する公会計制度へ移行したりといったことがありました。令和6年度からは、給食費の無償化と、様々な案件が盛りだくさんの時期において、皆様にこの審議会で建設的なご意見をいただけたかと思っています。

また、この間にも、給食費の値上げの答申にもご協力いただきましたが、ここでまた、選挙などでも物価高対策が声高に叫ばれている中でも、給食の質の高い食材をどのように安定的に調達するかというところが課題になっているところであり、今回この審議会においても給食費の改定の審議・答申をお願いさせていただきます。限られた時間ではありますが、ぜひ建設的なご議論をお願いします。学校給食は、各ご家庭での食事に次いで、お子さんにとっては日々毎日のものであり、お子さんによっては学校生活の中でも楽しみな部分の一つであると考えておりますので、安定的で質の高い、またお子さんに喜ばれるような給食の提供を続けていきたいと思っておりますので、委員の皆様、何卒よろしくお願いいたします。長くなりましたが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（学校給食課長）

それでは、これより審議会を公開いたします。

本日、傍聴人はいらっしゃいません。このまま審議会の方を始めさせていただきます。

改めまして、これより令和7年度第1回立川市学校給食運営審議会を開会いたします。

これより先の議事進行につきましては、本審議会の会長である石田会長にお願いいたします。

○会長

改めまして、石田でございます。今お話のありましたとおり、本日も、給食費の値上げということで、非常に重要な課題について取り上げられていますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の委員の出席状況につきまして、事務局より報告をお願いします。

○事務局（学校給食課長）

はい。本審議会につきましては、立川市学校給食運営審議会条例に基づきまして、定員18名のうち過半数、10名以上のご出席で成立となります。本日、こちらに14名の方にご出席いただいております、1名遅れて出席ということで、15名の出席となりますので、本審議会は成立いたしました。

○会長

ありがとうございます。続いて、本日の資料の確認について、事務局よりお願いします。

○事務局（学校給食課長）

それでは、資料の確認をいたします。お手元にお配りした会議次第の中程「資料等」に記載しておりますので、ご覧ください。

資料につきましては、郵送にて事前配布させていただきました。後ほど、机上配布する資料もございます。皆さま事前配布資料は、すべてお揃いでしょうか。

資料の確認は以上になります。

○会長

それでは次第に沿って議事を進めたいと思います。

議題（1）「学校給食費の改定について（諮問）」の説明を事務局よりお願いします。

○事務局（学校給食課長）

それでは、教育部長より、「学校給食費の改定について」、本審議会へ諮問させていただきます。

○教育部長

教育部長の齋藤です。それでは、立川市教育委員会から、立川市学校給食運営審議会へ諮問をさせていただきますので、諮問文について、私の方から全文を読み上げさせていただきます。

【諮問文読み上げ】

○会長

今、諮問文を読み上げていただきました。これから諮問文の写しを机上配付します。
それでは、「学校給食費の改定について」につきまして、審議を進めたいと思います。
まずは、審議を行うため、事務局より諮問内容の詳しいご説明をお願いします。

○事務局（学校給食課長）

それでは「学校給食費の改定について（諮問）」につきまして、東調理場係長の真柳よりご説明いたします。資料2をご覧ください。

○事務局（東調理場係長）

それでは、給食費の改定について説明いたします。資料2および、別紙1～4をお手元にご用意ください。

まず、資料2をご覧ください。1の給食費の状況について説明いたします。

（1）、給食費についてです。

学校給食法第11条により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は 義務教育諸学校の設置者である市が負担し、それ以外に要する経費である食材料購入費が学校給食費として、「学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」こととなっています。

なお、本市においては、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、児童・生徒分の給食費について、市長公約に基づき小学校分を無償化するとともに、都の補助事業を活用することで、中学校分も無償化しています。

（2）、本市の給食費の金額についてです。

本市の給食費は、令和6年2月に本審議会から答申を受け、令和6年4月から現行の金額、小学校1・2年生は271円、3・4年生は288円、5・6年生は306円、中学校は354円に改定しています。

この給食費に基づき、食材料を購入するための歳出予算を賄材料費として当初予算に計上しています。

別紙1をご覧ください。

1は小学校給食費の推移についてです。単独調理校と共同調理校では、食材の契約方法が異なっておりましたので、一食単価が異なっておりましたが、現在は共同調理場校のみとなっておりますので、共同調理場校について説明いたします。平成28年10月から令和6年3月までは同じ一食単価で、低学年243円、中学年257円、高学年272円となっておりますが、裏面の上の表をご覧くださいますと、令和4年度6月から、期間を区切って一食あたり、10円～30円の物価高騰対策を行っていた状況です。先ほども説明させていただきましたとおり、本審議会から答申を受け、令和6年4月から現行の給食費で給食提供を行っています。

表面にお戻りいただきまして、2の中学校給食費の推移についてです。令和5年7月までは、弁当併用外注給食方式で、飲用牛乳代を含まない給食費となっております。

令和5年度8月に中学生全員に共同調理場方式での給食提供を開始した時点で、給食費を決定しておりますが、裏面の上の表をご覧くださいますと、令和5年8月からは、小学校同様、一食あたり、30円の物価高騰対策を行っていた状況です。先ほども説明させていただいた通り、本審議会から答申を受け、令和6年4月から現行の給食費で給食提供を行っています。また、下の表には飲用牛乳代の推移が記載してございます。

令和3年度までは毎年約1円程度の値上げとなっておりますが、令和4年度から令和5年度の値上げは5.02円、令和5年度から令和6年度の値上げは4.69円、令和6年度から令和7年度の値上げは1.92円となっております、ここ数年の飲用牛乳の価格上昇が顕著であることがわかります。

資料2にお戻りください。2の食材料の調達環境について説明いたします。

(1)の消費者物価指数の状況です。

前回の給食費改定に向けた協議で参照した令和5年度以降の消費者物価指数を見ると、幅広い項目で物価が上昇していることが確認できますが、「総合」と比べ「食料」・「生鮮食品」の上昇率が高く、特に「米類」の上昇率は顕著に高くなっています。

(2)の令和6年度の状況です。

令和6年度は、食材料全般で想定を上回る物価高騰がありましたが、年間を通じて価格を抑えるための最大限の献立の工夫をすることで、国の学校給食実施基準を満たす献立での給食提供を維持しつつ、規則で定める給食費の範囲内で給食が提供できました。

(3)の令和7年度の状況です。

令和7年度は、食材料全般の物価上昇が継続する中で、予算編成過程から現行の給食費の範囲内での給食提供は非常に厳しい状況になるとの認識をもっており、年度当初より価格を抑えるための最大限の献立の工夫を継続しています。

そのような状況において、昨今の精白米の供給不安及び価格高騰の影響により、令和7年度7月より本市が学期ごとに一括契約していた姉妹都市である長野県大町市産の精白米の在庫が切れ、毎月市場から一般流通価格で精白米を購入しなくてはならない状況となりました。精白米の調達価格の推移を下の表にまとめてございます。精白米の調達価格が急激に上昇している状況です。現在、週3.5日程度は精白米を使用するため、献立の工夫による対応にも限界があり、現行の給食費の範囲内での給食提供が極めて困難な状況となっています。参考に、精白米の調達価格の推移を下にまとめてございます。

令和2年度は327円、令和5年度は325.5円、令和6年度は年度の途中で調達価格に変動があり、426.8円、令和7年度も途中で調達価格に変動があり、740.7円となっており、令和6年度、7年度に米の価格が急激に上昇し、令和5年度と令和7年度の米の価格を比較すると約2.3倍になっていることがわかります。

3の給食費の改定に向けた基本的な考え方について説明いたします。

給食費の改定に向けた基本的な考え方は、大きく3点あります。

まず1点目は、文部科学省の「学校給食実施基準」に定める「学校給食摂取基準」に沿った栄養バランスのとれた学校給食を安全・安心に提供できる給食費であること、2点目は、近隣自治体の給食費と比較して著しい乖離がないこと、3点目は価格を抑えるための献立の工夫が、過度な献立の制約にならないように配慮すること、と考えてございます。

4の給食費の改定額の検討について説明いたします。

(1) 給食費の計算方法の確認についてです。

過去2回の給食費改定の協議では、本審議会からの意見等も踏まえ、小・中学校それぞれの給食費について、給食として提供するべき「食品構成の実績」に、食品構成ごとに振り分けた「食品単価」を乗じる方法で概算の給食費を試算した後、市栄養士に献立の工夫等による減額割合を加味し、必要な給食費を積算することとしています。

この計算式にて、近隣自治体との給食費と比較しても適正と考えられる水準の金額が算出された実績を踏まえ、今回の給食費改定においても同様の計算方法を採用します。

(2) の食品構成の実績と食品単価の中央値による検討についてです。別紙2・3も合わせてご覧ください。

今回、令和7年度途中での給食費改定ということで、令和7年度の食品構成の実績を算出することができません。そのため、単純に食材料の物価上昇分の比較により、改定幅を検討するという考え方にに基づき、令和5年度の食品構成の実績に令和5年度及び令和7年度の食品単価の中央値を乗じる方法で必要な給食費の試算を行いました。

別紙2をご覧ください。こちらは、小学校給食費の試算結果となります。表の見方をご説明させていただきます。

まず、上の表をご覧ください。①の食品構成は国が示している目標値です。その隣の②食品構成（東西）実績は、立川市で提供した給食で使用した食材の実績値となります。この表の食品構成とは、1年間に使用した食材料を食品分類区分別に、何をどれだけ提供したのかを調べ、1食あたりの使用量を求めたものとなります。単位はグラムになります。

例えば、緑黄色野菜の欄をご覧くださいますと、緑黄色野菜は、国の基準では平均にして、1回あたり23グラム使いましょうという目標となっています。②は実績値となりますので、立川市の学校給食では令和5年度平均にして、1食あたり緑黄色野菜を32.9グラム提供したということになります。

食材単価中央値Aについてです。先ほど説明した緑黄色野菜というくくりの中には、いろいろな野菜が含まれます。実際に提供したすべての緑黄色野菜に対して、契約価格から、1グラム当たりの単価を算出します。そうすると、人参は1グラム0.14円、パセリは1g1.85円となりますので、このように緑黄色野菜すべての1グラム当たりの単価を算出します。それらの中央の価格が、食材単価中央値Aとなり、0.7円と記載しております。このようにして、米、パン・麺類、野菜類、肉類など、給食で使用する食材のグラム当たりの単価を求め、食品分類別に食材単価中央値Aを求めました。食品構成実績値②に食材単価中央値Aを乗じて試算した場合、令和5年度の給食提供に必要な金額は、③の330.471円となりますが、実際には、食材料費288円で提供できておりましたので、市栄養士が献立を工夫することにより、③に④の数値である87.148%を乗じた288円で給食を提供していたということになります。

下の表の食材単価中央値Aを、令和7年度4月から8・9月までの値と一部の食品は令和6年度の値を使用して、同様に計算を行ったものです。⑤の1食単価の税込みの合計は360.689円となりました。

その下の表をご覧くださいまして、給食費1食単価の試算額の伸び⑤マイナス③の金額となり、

72.689 円となります。こちらが給食費 1 食単価試算額の伸びによる改定必要額となります。

先ほども説明させていただいたとおり、令和 5 年度に市栄養士の献立の工夫による減額割合④を令和 7 年度にも同様に乗じると、315 円となり、令和 6 年度の給食費 288 円と比べて、27 円不足するという状況となっております。

別紙 3 をご覧ください。

中学校でも同様に計算いたしますと、令和 5 年度の給食提供に必要な金額は、③の 413.089 円となりますが、実際には、食材料費 354 円で提供できておりましたので、市栄養士が献立を工夫することにより、③に④の数値である 85.696% を乗じた 354 円で給食を提供していたということになります。

下の表は、小学校同様、食材単価中央値 A 令和 7 年度 4 月から 8・9 月までの値と一部の食品は令和 6 年度の値を使用して、同様に計算を行ったものです。⑤の 1 食単価の税込みの合計は 450.938 円となりました。

その下の表をご覧くださいまして、給食費 1 食単価の試算額の伸びは⑤マイナス③の金額となり、96.938 円となります。こちらが給食費 1 食単価試算額の伸びによる改定必要額となります。

小学校でも説明させていただいた通り、令和 5 年度に市栄養士の献立の工夫による減額割合④を令和 7 年度にも同様に乗じると、387 円となり、令和 6 年度の給食費 354 円と比べて、33 円不足するという状況となっております。

資料 2 の 2 枚目にお戻りください。5 の給食費の改定額と改定時期について説明いたします。

(1) 改定額の事務局案についてです。別紙 4-1・4-2 も合わせてご覧ください。別紙 4-1 は小学校給食費、別紙 4-2 は中学校給食費について記載してございます。

これまでの検討を踏まえ、改定給食費の事務局案を以下のとおり提案します。

なお、小学校の低学年及び高学年の改定額は、小学校中学年の試算額をベースとして、別紙 4-1 の一番下に記載がございまして、多摩 26 市の低学年・中学年・高学年の給食費の割合の比率、中学年を 1 とした場合、低学年は 93.91%、高学年は 106.04% を使用して積算しています。

改定後の給食費の事務局案について、小学校低学年が現行の 271 円に 25 円増額して 296 円、小学校中学年は現行の 288 円に 27 円増額して 315 円、小学校高学年は現行の 306 円に 28 円増額して 334 円、中学校は現行の 354 円に 33 円増額して 387 円、を提案いたします。

(2)、改定時期についてです。

今回改定する給食費については、「東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金」を最大限に活用し、可能な限り市の財政負担を軽減するため、実務的に最短で改定が可能な日程である令和 7 年度 10 月分の給食提供から適用することとし、教育委員会への答申に盛り込むこととしたいと考えてございます。

給食費改定に向けた今後のスケジュール案は下の表の通りです。

7 月 22 日に本審議会の第 2 回目を開催し、改定額と答申案をご検討いただき、7 月下旬に学校給食費の改定についての答申をご提出いただければと考えてございます。8 月 8 日の令和 7 年度第 15 回教育委員会定例会にて、答申の報告と、規則改正の審議をする予定です。9 月 12 日に市議会文教委員会にて給食費改定の報告、9 月下旬の市議会定例会にて補正予算案の審議を行い、10 月 1 日から改定後の給食費での給食提供を開始したいと考えてございます。

私からの説明は以上となります。

○会長

ありがとうございました。それでは、本日の進め方ですが、まず、事務局から説明を受けたことについての質疑応答をさせていただきます。次に、諮問に対する審議を行いたいと思いますが、先ほどのスケジュールに示されたように、7月22日に第2回の審議会が設定されていますので、そこに答申案が出てくる予定になります。本日質問したなかでも、再度見直すことが出てくるかどうか、そういったようなことで、答申案は次回となります。

それでは、今のご説明については、実際のデータに基づいて増額費用を計算していただいて、案をお示しいただいています。皆様お聞きいただいて、ご不明な点や、もう少し詳しくお聞きになりたい点がございましたら、ご意見をお願いします。

いかがでしょうか。

○委員A

ご説明ありがとうございました。教えていただきたいのですが、3ページの(2)改定期期中で、改定する給食費については、東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金を最大限に活用し、ということなんですが、東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金というのはどういったもので、どういうふうに活用できるのかについて、お教えてください。

○事務局（管理係長）

ご質問ありがとうございます。管理係長の遠藤と申します。資料中、専門的な用語を記載したままで申し訳ありませんでした。

東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金は、都として学校給食費の無償化を自治体に実施してもらいたいという思いがある中で、市町村を補助するために創設された補助金でして、ご案内のとおり立川市は令和6年度から給食費の無償化をしたわけですが、それに伴う市の財政負担につきまして、その半分が東京都から補助金として支出されています。

また、申し添えますと、無償化に係る市の財政負担の全体の半分はご説明した都の補助金で賄われますが、さらに3/8に対して、先ほどの補助とは別に東京都から総合交付金というものがある形となっておりまして、実質的に立川市の児童・生徒分の給食費の無償化に係るお金については、1/8が市の負担となっており、7/8は東京都の補助金と交付金で賄われている形になってございます。資料に記載させていただいた補助金を最大限に活用するという意味で、年度途中での給食費の改定になりますので、できるだけ早いタイミングで改定すれば、決定された改定の幅の中で都の交付金・補助金の7/8、つまり3/8と4/8が計算されていくことになりますので、実務的に一番早い時期での改定、タイミング的に年度途中にはなってしまいますが、年度末を待たずに10月分からの改定ということでご提案をさせていただいております。

以上でございます。

○委員A

ご丁寧な説明ありがとうございます。わかりました。

○会長

他にいかがでしょうか。

○委員B

実際に算出された理論値である給食費に、栄養士の方たちの工夫による減額割合を乗じて計算されていますが、具体的にどういった工夫をするとここまで下げられるのか、その工夫はどういったところに出ているのでしょうか。

○事務局（真柳係長）

例えばですが、高い時期に高いものを買うことのないようにというものがあります。暑い時期に寒い季節の食材を購入しようとする、それだけ割高なものになってしまいます。逆の場合も同様で、寒い時期に季節の違う食材を購入しようとする、それだけ給食費に影響してきてしまいます。適正な時期に、適正な食材を購入する、例えば、大根の煮物を夏に作ると高くなってしまいますので、そういうものは大根が旬である冬の時期に献立立案する、といった工夫をすることによって、年間で出した食材は決まっていますが、給食費を抑えています。

○委員B

では、具体的には、その工夫が献立のメニューを減らしたりだとか、そういった方向に出てはいないということでしょうか。

○事務局（真柳係長）

はい。献立の品数の減というよりは、食材を使う時期を選ぶという工夫しているという形でご理解いただければと思います。

○委員B

はい。わかりました。

○会長

他にいかがでしょうか。

では、今の質問の続きになりますが、工夫はしているものの令和5年と比べて令和6年、提供回数の減った食品があるかと思いますが、一般的に私たちが情報として持っているものでは、果物の提供回数が抑制されてきている自治体が多いというふうに伺っています。実際に資料を見ると、もともと果物の提供の割合が低いですが、さらに低くなったとかそういったことはありますでしょうか。

○事務局（真柳係長）

はい。ご質問ありがとうございます。

実際、果物の使用は令和5年度に比べて令和6年度は使用量が減っております。もともと果物の使

用が少ない理由ですが、まずは価格が高いことがあります。また、衛生管理の観点から、学校給食で使用する食材は3回洗浄を行う必要があります、3回の洗浄を行っても給食提供に耐えうる果物であることが選定の要素の一つになっていることがあります。さらに、カット、包丁を入れる回数が可能な限り少なくて済む果物を選んでおります。そのため、種類が限られるといった傾向があり、調理工程と喫食の観点からいうと皮をむかないで喫食できる果物であるということが選定の要素になっております。例えば、リンゴ等は皮をむかずに食べてもそれほど違和感はないかと思いますが、柿や梨などは皮をむかないと食べることに抵抗感があるお子さんが多いため、同じ季節に旬がある果物、例えばリンゴは選べても柿とか梨は選べないということで、食材の選定の幅が狭いということがあります。

また、食物アレルギー対応の観点から「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」において使用しない食材を決めており、その中にアレルギーの関係で使用しない果物も規定されており、そういった点でも選定する食材が限られるといったことがあります。

さらに、国内産の果物に使用を限定していること、調理場においては大量の給食を調理、提供しますが、それに見合う量の果物を調達する必要があります、調達の見込みが立たない場合は使用ができないということになります。

このような状況で果物の使用は少なくなっていますが、果物の提供が少ないのはここ数年に限ったものではなく、我々が提供している給食の食品構成の見直しも必要であると認識しているところであります。以上です。

○会長

ありがとうございます。いろいろな角度からご検討いただいて、工夫もしていただいていることかと思えます。

学校給食摂取基準というのは、国が定めた基準ですが、それに見合う栄養量はある程度確保されたうえで、それをどういう食品から出しているかということになりますので、必ずしも食品構成表順に合わなくても、栄養的には担保されているとご理解いただいてよろしいのではないかと思います。

他にいかがでしょうか。

○委員C

給食費の1食単価の資料ありますが、自治体間で結構な差があり、単独調理校との差はわかるのですが、共同調理場のある自治体で差があるのはどういった理由があるのでしょうか。

○事務局（真柳係長）

ご質問ありがとうございます。給食費の価格自体が自治体によって決められるという点と、提供している食数も自治体によって違います。立川市では約13,000食提供していますが、それよりも多い自治体もあれば少ない自治体もあり、食材料を仕入れる際のスケールメリットの差もあるかと思えます。

また、市ごとで食材の納品事業者が異なるため、例えば一口に鶏肉といっても、こちらの市では40円で納品できるものが違う市では50円、60円でないと事業者が納品できないといった差が生じることもあり、逆に安く仕入れができていますという市というものもあるかと思えます。詳細な調査を行っていない

ので、推定になってしまい恐縮ですが、これらの要因があるかと思います。

○事務局（遠藤係長）

補足させていただきますと、今お話ししましたとおり、各市の給食費は、各市がどのような給食をどのくらいの価格で提供するかということで、各市の裁量によって決めるものとなります。そのため、こういったものをどこから仕入れて、調理し提供するかといったところを踏まえ、各市が独自に決定しているものです。

ここ最近の給食費の動向でいえば、ご記憶がある方もいらっしゃるかと思いますが、令和5年度に、令和6年度に向けた学校給食費の改定の審議していただいたときにも、立川市の26市での順位を資料でお伝えさせていただきましたが、そのときは26市で1位2位を争うような価格での改定というご審議をいただきました。そこからわずか1年半が経つ中で、現在の順位を見ていただきますと、小学校は20位と、下の方の順位になってきてしまっております。これは、今までは、給食費を保護者から徴収するといった形でしたので、各市の保護者の方の経済状況等を踏まえ、給食費を上げられるのか、徴収できるのかという点を考慮しながら各市が判断をしていましたところ、先ほどご説明しました東京都の補助金が入る中で、東京都におけるすべての自治体の学校給食費の無償化が実現されたことで、保護者の方から徴収しなくてよくなったという点が大きい要因としてあります。そのなかで、各自治体が本当に適正な給食費はいくらなのかという観点で金額の計算をするようになり、結果として、様々な自治体都在这里で急に、金額としても70円、80円といった幅で給食費を値上げしている自治体もあるなかで、結果としてこういった状況になっておりまして、その上げ幅によって差が生じているという認識でございます。

以上です。

○委員C

わかりました。

○会長

多摩で共同調理場方式と単独調理方式とありますが、共同調理場で10,000食を超えるのは立川市と府中市くらいでしょうか。立川市は食数の規模が大きく、その中で比較的調理場が新しく整備されており、しかもこれだけの規模で手作りにこだわっている状況があります。なかなか条件がそろわないところは、半加工品のようなものを食材として購入して焼くだけ揚げるだけといった調理のみの調理場もあります。そういった意味では、手作りの場合は素材を購入するので、加工品と比較して若干材料費は抑えられる、加工品は加工度が上がれば上がるほど高くなるので、他の自治体がどの程度の加工度のものを購入しているかわかりませんが、そういったところで給食費にも差がでているのかなとも思いました。その点については他市と情報交換等されていますでしょうか。

○事務局（真柳係長）

多摩地区で共同調理場のある自治体の栄養士が集まる献立研究部会では、他市では立川市程手作りはできないという話は聞いております。

○会長

そういった材料の中身が違うということが金額にも影響しているのかなと思いました。

他にいかがでしょうか。

1点確認になりますが、食材単価の中央値は算術平均値になるか、加重平均値になりますか。

○事務局（遠藤係長）

年間使用しました食品の平均値をとったうえで、その食品の平均値の中での中央値としております。4月から3月までの価格変動については、年間で平均を算出し、各食品構成の平均値の中で中央値をとっている形です。

○会長

そこに、使用量の加重はされていないということでしょうか。

○事務局（遠藤係長）

加重はしていません。

○会長

その加重がないということも、差額の内容に含まれる可能性がありますか。

○事務局（遠藤係長）

よく使用する食品だから中央値を算出する際に加重するといったことはしておらず、純粹に様々な食材の中から選びたいものを選べるような状態ということで計算しています。食材を選ぶ際に中央値よりも高いものを選べばお金がかかってしまいますし、低いものを選べば安い金額になるということです。その度合いをどの程度見るのかというのが、先ほどもお話のありました栄養士の工夫として、減額割合の約85%という数字で表しているものになるということでご理解いただければと思います。

○会長

わかりました。

他にいかがでしょうか。

○委員D

まず、感想を述べさせていただきますと、最初に給食費の改定に向けた基本的な考え方を明確にされていることが素晴らしいと思いました。その中で、価格を抑えるための献立の工夫が、過度な献立の制約にならないように配慮することとあるなかで、他の自治体がうらやましく思うような手作り給食ができていて、それに加えて食材費の支出額の値段が抑えられていることから、栄養士の方のかなりの苦勞がうかがえます。

他の自治体のデリバリー方式の学校給食の施設を見学したことがありますが、自治体によって給食

費が異なるので、出てくる給食内容が各自治体で全く異なるということがありました。

やはり、健康を維持増進するためには、一定のコストが必要であり、立川市のこういった手法を踏襲していったほしいと思います。

○会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

私たちが日常的に感じているお米の価格高騰が非常に大きく、主食であるので、子どもたちのエネルギーの半分近くを占めていることになり、今回の給食費改定はやむを得ないと思われます。また、米価も今後元に戻るかというと、その見通しははっきりとは立っていないかと思います。さらに、このところも気候の影響もあり、今年の収穫量ももう少しするとわかってくるかと思いますが、価格を下げられるような要素は少ないかと考えられますので、ここで給食費を改定していただいて、子どもたちの給食の質を保証していただくということによろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。質問の方も大体出きったかと思います。

では、改定の方としては、この考え方の中で値上げの方で答申していくということによろしいでしょうか。

それでは、答申は事務局と私の方で案を作成して次回皆様に見ていただく形にしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、連絡事項について事務局よりお願いします。

○事務局（遠藤係長）

本日はご協議ありがとうございました。

次回につきましては、ご案内させていただいており、7月22日に第2回を開催させていただきます。会長からお話のありましたとおり、答申案の確認がメインになりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長

ありがとうございました。何か全体としてありますでしょうか。

それでは、本日の審議は以上となります。皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力いただきありがとうございました。

それでは、会議の進行を事務局にお返しします。

○事務局（学校給食課長）

ありがとうございました。以上を持ちまして本日の審議会を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。

閉会

以上